


## 第5回 南白亀川流域委員会における意見（1/3）

流域委員会における主な発言	○：第5回委員会における事務局の回答	◆：対応方針、◇本委員会資料への反映内容
<p>1. 水質問題について</p> <p>(1) 水質浄化に関しては、全国的に実績のあるEM菌という有機微生物を使うようなことも試みてはどうか。</p> <p>(2) EM菌等の有機微生物の活用に関しては、アオノリや他の魚介類への影響等、十分に検討した上で行ってもらいたい。</p> <p>(3) 水質浄化に関しては、地域でそれなりの対策方針を立てて、浄化の計画を具体的に作っていくということが必要になってくる。</p> <p>(4) EM菌という具体的な提案があったが、よく生物の問題で外来種がやり玉に挙がっているが、在来の環境にどこまで外のものを取り込めるか、効果や弊害等、今後の調査研究成果を見ながら、導入の是非を考えていく必要がある。</p> <p>(5) 元はといえば住民が排出した排水で汚くした河川の水を、税金を使ってきれいにしなくてはならないというのは、非常に残念である。もう少し住民一人一人に問題を認識してもらうためにも、アピールするような運動を展開していく必要があるのではないか。</p> <p>(6) 大きな河川を浄化するにはお金もかかるので、河川に流れ込む各都市町村の排水路で水質のチェックポイントを設けることにより汚水が出されている地域を限定して、そこをみんなで改善していくというような方法はどうか。</p> <p>(7) 内谷川の水質調査データはないのか。</p> <p>(8) 水質に関して、具体的な数値目標を住民に対して積極的に広報してはどうか。</p>	<p>○ 水質問題等、環境に関する問題につきましましては、本筋については整備計画の中に盛り込ませていただき、市町村や地域で行わなければならないこと等については部会の中で検討していき、その中で整備計画に反映すべき事項についてはフィードバックしていきたくないと考えております。</p>	<p>◆ 水質問題については、流域市町村からの流入水質の改善が必要不可欠です。したがって、流域市町村は河川管理者と協働して下水道や合併処理浄化槽の整備等、汚濁負荷軽減対策を実施していくとともに、今後のフォアアップにおいて、対策の実施率のモニタリングを行っています。また、対策の効果について、流域市町村や市民団体が実施する水質観測結果等をモニタリングするとともに、環境教育の一環として地元の小中学校等で簡易水質調査を実施してもらおうなどの働きかけも行っていきます。</p>
		<p>◇ 「資料一4 整備計画立案後のフォアアップのながれ（案）」において、今後、流域市町村は河川管理者と協働で、作業部会の中で具体の浄化対策を検討していく旨、資料に提示した。また、他河川におけるモニタリング事例を整理するとともに、南白亀川で実施可能と考えられる対策を整理した。</p>
	<p>○ 南白亀川水系の水質調査は、県の環境部及び改修期成同盟会で実施しているデータがございます。現在調査されていない地点について、今後、どういった体制で調査していくべきかについても、今後立ち上げる部会の中で検討していくべきかと考えております。</p>	<p>◇ 「資料一2 南白亀川水系河川整備計画（素案）からの変更点について」の「2-4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標」の「2-4-2 河川環境の整備と保全に関する事項」において、より適切な水質管理に向けて、必要に応じて水質観測地点の見直しを行うっていく旨、記載した。</p>
	<p>○ 水質目標に関しては、基準地点において環境基準を満たすためには今後どれくらい流出負荷量を抑制しないといけないのか、具体的な数値目標を整備計画の中に記載させていただきました。この数値目標を具体的に実現するための実行計画を、今後、部会の中で検討して、この委員会の方にフィードバックしていきたくないと考えております。</p>	<p>◇ 「資料一2 南白亀川水系河川整備計画（素案）からの変更点について」の「3-3 河川の整備を総合的に行うための重要な事項」において、水質調査を地元と連携して行うなどのソフト施策の充実により、住民一人一人の意識の向上を図り、流域全体の環境美化に取り組みを構築する旨、記載した。</p>

第5回 南白亀川流域委員会における意見 (2/3)

流域委員会における主な発言	○：第5回委員会における事務局の回答	◆：対応方針、◇本委員会資料への反映内容
<p><b>2. 生物生息環境について</b></p> <p>(9) 河岸植生に関して、雑草等の管理が大変だとは思いますが、河川沿いを散策する人のための緑陰、野生生物の移動のための緑の回廊といった工夫は出来ないか。</p>		<p>◆ 河川の生態系は河道内だけで形成されるものではなく、流域全体の自然環境の中で様々な生物生息環境を形成しています。したがって、南白亀川沿川の河畔林や水田の保全など、流域の土地利用規制に関わる対策については、市町村と協働で行っていきます。</p> <p>◇ 「資料-2 南白亀川水系河川整備計画(素案)からの変更点について」の「3-3 河川の整備を総合的に行うための重要な事項」において、流域市町村と協働して、堤防沿川の植樹や休耕田・河畔林等の保全・再生に取り組んでいく旨、記載した。</p>
<p><b>3. 植生管理について</b></p> <p>(10) 河川敷の草刈りについては、地域の人たちと行政で費用負担を含めた協定等、しっかりとしたしくみをつくる必要がある。</p> <p>(11) 大網駅前リュウノヒゲの試験施工をしているが、湿潤・乾燥にも強く、メンテナンスもかなり縮減できそうなので、こういったものを計画に盛り込んでいってはどうか。</p>	<p>○ 維持管理の問題につきましても、先の水質問題同様、具体的な対策等については部会の中で検討していきます、その中で整備計画に反映すべき事項については、流域委員会の方にフィードバックしていきたくないと考えております。</p>	<p>◆ 草刈りや植栽等の植生管理行為については、市民団体や住民と協働で実施していくものとし、県や市町村は道具の貸し出し等の支援を行っていきます。</p> <p>◇ 「資料-2 南白亀川水系河川整備計画(素案)からの変更点について」の「3-3 河川の整備を総合的に行うための重要な事項」において、住民やボランティア団体へ器具の貸出を行い、堤防除草を支援する体制を整える旨、記載した。</p>
<p><b>4. ゴミ問題について</b></p> <p>(12) ゴミを捨てさせない啓発活動ということに関しては、罰則を設けるといふような厳しさがなければ、なかなか徹底されないのではないか。</p> <p>(13) 釣り人の捨てる釣り針、釣り糸などのゴミが、野鳥などの野生生物に対して影響がある。</p> <p>(14) ゴミ投棄や排水の問題は、河川行政の問題というよりは地域の問題であるが、地域の問題も含めて河川整備計画の中で明確にしないと今後の対応ができないので、基本的なところは記述すべきである。</p>	<p>○ ゴミ問題等についても、本筋については整備計画の中に盛り込ませていただきますが、それらを具体的に進めるための対策、市町村や地域で行わなければならぬこと等については部会の中で検討していきます、その中で整備計画に反映すべき事項については、流域委員会の方にフィードバックしていきたくないと考えております。</p>	<p>◆ ゴミ問題については、ゴミを捨てさせない対策と、既に捨てられているゴミ処理対策(ゴミ拾い)が考えられ、どちらも流域市町村の協力が不可欠です。前者については小学校等における環境学習など河川愛護精神の育成、後者については市民団体や住民ボランティア等との協働によるゴミ拾いが考えられ、県や市町村は情報提供や道具の貸し出し等の支援を行っていきます。また、罰則については、今後の作業部会において、実態のモニタリングを踏まえて議論していくものとし、必要に応じて各市町村で罰則の施行を考えていきます。</p> <p>◇ 「資料-2 南白亀川水系河川整備計画(素案)からの変更点について」の「3-3 河川の整備を総合的に行うための重要な事項」において、ゴミの不法投棄に関しては、教育現場からの啓発を行うために教育委員会と連携を図り、ゴミ拾い活動を行う旨、記載した。</p>
<p>(15) ゴミ投棄の問題に関して、実際に罰則を設けてどれくらい効果がありそうか、事例があれば教えて欲しい。</p> <p>(16) 罰則そのものというよりも、もし罰を受けたら格好悪いとか、気まずいなど考えようになり、抑止効果が期待できる。</p>	<p>○ 東京都のタバコのポイ捨て対策等、テレビで見るとりでは何かしら実際に効果があるようである。</p>	

第5回 南白亀川流域委員会における意見 (3/3)

流域委員会における主な発言	○：第5回委員会における事務局の回答	◆：対応方針、◇本委員会資料への反映内容
<p><b>5. 地域連携について</b></p> <p>(17) 水質に関しては改修期成同盟会のデータがあるということ で、官民両方のデータがある。このような地域の中で活動され ている団体の情報の共有が重要である。</p> <p>(18) 「小中川をきれいにする会」では、学校の子供達と一緒に川 の生物指標でもって汚れ具合を調べたり、ゴミ拾いをする等の 活動をしている。小学校くらの段階から自然環境を守ること の重要性を教えるような環境教育も重要である。</p>	<p>○現在、データのない地点について、今後、どういつ た体制で調査していくべきか等についても、今後立 ち上げる部会の中で検討していくべきであると考え ております。</p>	<p>◆これまで出てきた水質問題やゴミ問題、植生の維持管理等につい ては、流域市町村と協働、あるいは市民団体や住民主体で実施可 能な対策がいくつありますか。また、小学校等における環境教育 など河川愛護精神の育成により、これらの問題ができるかぎり発 生しないような雰囲気づくり、しくみづくりが有効です。今後 は、このような河川管理者以外が主体となつて行うことが可能 な対策を積極的に実施していくものとし、県はそれらの対策に対 して、道具や情報、人材等の支援を行っていきます。また、今後 のフォローアップ委員会において、対策の実施状況やその効果に 関するモニタリングを行っていきます。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>◇「はじめに」において、川づくりの計画・実施段階から維持管理 に至るまで、沿川自治体や流域住民が積極的に参画していく旨、 今後の川づくりのあり方に関する基本方針を明記した。また、具 体的な堤防の除草やゴミ対策、利用者のマナーの啓発等につい ては、「資料-2 南白亀川水系河川整備計画(素案)からの変更点 について」の「3-3 河川の整備を総合的に行うための重要な 事項」において、教育現場からの啓発を行うために教育委員会と 連携を図って、水質調査やゴミ拾い活動を行う旨、記載した。</p>
<p><b>6. 委員会規約（部会の位置付け）について</b></p> <p>(19) 環境問題等を議論する「部会」について、規約の中で本流域 委員会の下部組織として明確に位置づけた方が、運営がしやす いのではないかと。</p>	<p>○「部会」は流域委員会の下部組織という位置付けで はなく、あくまで関係市町村主体で組織していただ き、もし流域委員会の中で部会に凶るべき問題が出 た場合に、例えば部会に対して意見を求めていくと いった形にならうかと考えております。</p>	<p>◆フォローアップ部会については、将来的には河川管理者以外が主 体となつて、自主的に運営・発展していくことが理想であるが、 当面は流域委員会の下部組織として位置付け、部会の立ち上げや 情報提供、運営の補助等、委員会事務局で支援していきます。</p>